



# 県、遺族同意で氏名公表

## 災害死者で基準決める

大分県は29日、災害による死者の公表基準を見直しを明らかにした。遺族の同意があった場合に氏名を発表する。これまで「効率的な救助・捜索活動に資する」との条件も設けていたため、6月末からの大雨では同意を得られなくても非公表にするケースがあった。ただ、遺族の了承がなければ氏名を控える。専門家は「再発防止に向け、被害を検証できるようにするためには実名発表が望ましい」と指摘する。（大塩佳

報道部の質問に答える大分県の岡本文雄防災局長（中央）の29日、県庁、撮影・出孝哉



大分合同新聞  
2023年  
8月30日(水)  
朝刊 1面

6月末から7月下旬にかけて、県内では由布市と中津市で大雨に伴う土砂崩れや河川の氾濫が発生し、50、70代の男女4人が行方不明になった。いずれも心臓停止の状態で見つかり死亡が確認された。県が氏名を明らかにしたのは由布市の70代男性1人だけ。残る3人は性別と年代、居住する市町村の発表にとどめた。昨年3月に設けた県の基準では、効率的な救助・捜索活動に資する▽遺族の同意がある▽住民基本台帳の閲覧制限がない▽の条件に全て該当すれば公表する。県によると4人とも効率的な救助の項目に該当しなかったという。由布市の男性については、親族の強い希望があったとの理由で公表した。一方で、同市の川で流された大分市の60代男性は家族の同意を得たものの氏名を公表せず、あやふやな運用が浮き彫りとなった。県は報道機関の指摘を受け、基準の見直しに着手。

### 「誰か」が持つリアリティー

どで何が起き、どんな人が犠牲になったのか、事実を明らかにして記録し、教訓を得るためには「誰か」という情報は欠かせない。地震・豪雨といった災害多発時代に生きる私たちにとってはなおさら、命を落とした人たちの名前は大きな力を持つ。「どこか誰か」ではないリアリティーは、報道に触れる県民の防災・減災意識を高め、惨禍の風化を防ぐことにつながる。単に1人、2人……といった数字でしか伝えない匿名社会では、自分の身に置き換えて実相を共有することができる。

九州各県の状況を踏まえ、「効率的な救助」の項目を外すことにした。岡本文雄防災局長59は、遺族の心情に寄り添ったことを最優先に考えた」と述べた。災害法制を専門とする岡西天の山崎栄一教授52は「人の生死は最も社会的関心が高い出来事であり、公益性がある。被害の悲しみを乗り越え、再発防止を図るためにも将来にわたって検証できる状況を整えておく必要がある。実名発表はその前提だ」と語った。

福岡県は「原則公表」の立場で、遺族の明確な拒否があった場合は公表しない」とする。宮城県も公表は自治体によって考え方は異なるのが実情だ。災害時の対応方針に「国民の知る権利に応え、不確実情報の拡散防止につながる」と明記している。

行政の発表内容が事実なのか、検証することも難しくならない。インターネットで間違った情報が氾濫する世の中で、「事実」の価値は厚まっている。災害の死者はかつて、大分県警が事件事故や火災と同様に実名で公表していた。災害については2010年から県の管轄となり、実名と匿名のケースが混在するようになった。実名は原則、明らかにすべし。メディアの側も機密に報じるのではなく、一つのケースで遺族らの意向や社会性、公益性を検討して報道する必要がある。

〔問①〕 災害による死者を非公表にする理由は何でしょう？

〔問②〕 実名発表が望ましいとする専門家は、その理由をどう述べていますか？

〔問③〕 新聞社の報道責任者の訴える実名原則の理由はどう述べていますか？

〔問④〕 あなたは氏名の公表、非公表をどう考えますか。条件は必要、不要ですか。必要ならどういった条件でしょう。各々で考えよう。また、他の人と話し合ってみよう。